

さいたま市長 清水 勇人 様
(病院施設管理課)

さいたま市長 清水 勇人



意 見 書

さいたま市環境影響評価条例第 39 条第 1 項の規定により、さいたま市立病院建設事業事後調査（工事中その 2）について、下記のとおり意見を述べます。

記

1 大気質、騒音、振動

事後調査と予測結果の比較について、事後調査において減少した理由を搬出入車両台数の平準化と説明しているが、作業工程の見直しなども記載し、わかりやすい説明とすること。

2 動物

動物への影響がなかった理由について、生息域環境にも触れた表記にすることが望ましい。

3 植物

- (1) キンラン、タコノアシ、カワヂシャの保全措置を講じること。
- (2) 重要種の選定基準について、参考文献を埼玉県レッドデータブックとしているが、来年度改訂版が出版されるため、必要に応じて最新のものを使用すること。
- (3) ナラ枯れを防ぐにあたり、昆虫等の侵入を防ぐ対策を講じること。
- (4) クビアカツヤカミキリの侵入を防ぐため、適宜モニタリングを実施し、発見した際には侵入を防ぐ対策を講じること。

4 廃棄物等

廃棄物の排出量について、環境影響評価段階の予測値と大きく乖離していることの理由を分かりやすく説明すること。

5 その他

以下の事項について、記載方法を工夫すること。

(1) 動物

工事前後の影響について、調査時の写真を使用するなど視覚的に分かりやすい記載とすること。

(2) 廃棄物等

ア. 表 4.9-2～4.9-4 各表における「再資源化の方法」又は「処理方法」欄は廃棄物ごとに破砕、焼却（サーマルリサイクル）等具体的な処理・再生方法を記載すること。

イ. マニフェストについて、以降の事後調査書には最終処分終了を示すものを掲載すること。掲載にあたり、具体的な排出場所、処理量、処理方法、処分先等が確認できることが望ましい。

ウ. アスベストの保管状況について、保管場所掲示板の写真があれば記載すること。

(3) 地域交通

交通緩和の対策について、環境保全のための措置の実施状況がわかりにくい表記となっているため、以降の事後調査書は分かりやすく記載すること。